２０１９年４月１日
日　本　銀　行
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社

日本銀行が買入れた株式について発行会社が自社株買入を要請する際の取扱い

１．はじめに

● 日本銀行では、「株式買入等基本要領」（２００２年１０月１１日政策委員会決定）に基づいて買入れた株式について、発行会社から時価による自社株買入の要請を受けた場合には、日本銀行に損失が発生する場合を除き、これに応じる処分を行うこととしています。本取扱いでは、要請に応じる場合の要件や受託者である日本マスタートラスト信託銀行との間で行って頂く事務の手順等についてお知らせします。

● インサイダー取引規制上の要請から、発行会社からの日本銀行保有株式残高等の事前確認は、自己株式取得の公表予定日の５営業日前から公表予定日の２営業日前までの各営業日の午後３時３０分から午後５時までの間に受け付けることとしています。ただし、以下の場合には、事前確認の受付を停止いたしますので、ご留意下さい。また、発行会社におかれましては、後記３．の事前確認の方法や期間を厳守して下さるようお願いします。

① 本件信託の年度決算処理の関係から、４月の第１営業日を受渡日とする取引については、事前確認および買入の再要請（後掲手順④）の受付を停止いたします。

② 株式分割等による新株発行が予定されている場合は、新株発行日の６営業日前から新株発行日の２営業日後までは、事前確認の受付を停止いたします。なお、新株発行日から１ヶ月以内に発行会社の決算期が到来する場合は、上記スケジュールとは異なることがありますので、個別にご相談下さい。

＜本件に関する照会先＞
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
国内資産管理部 日銀株式担当： 050-3832-3294

２．自社株買入の要請に応じる場合の価格の要件

● 日本銀行が、発行会社からの自社株買入の要請に応じる場合の価格の要件は、次のイ．とロ．の双方を満たすことです。

イ．要請において提示された価格が、取得日前営業日の金融商品取引所(注)（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）における売買高加重平均価格または最終の売買成立価格のいずれか高い方であること。

（注）複数の金融商品取引所に上場されている株式にあっては、取得日前営業日に当該株式の売買が行われた金融商品取引所のうち、年間の売買の累計額が最も大きいものをいう。

ロ．要請において提示された価格が、当該要請を受けた株式の日本銀行による取得原価（取得日の２営業日前における移動平均法による原価。ただし、減損処理による帳簿価額の引下げを行うことなく評価したもの。）を下回らないこと。

なお、関連内閣府令等を踏まえると、日本銀行に対する自社株買入における買付価格は、取得日前営業日の金融商品取引所における最終の売買成立価格（以下「終値」といいます。）を上回らないものであることが求められるものと認識しています。したがって、上記要件とあわせると、買入要請における提示価格が終値によるものであり、かつ、「終値≧売買加重平均価格（小数点以下第４位までを比較）」および「終値≧取得原価（同）」を満たすことが求められます。

３．自社株買入の要請にかかる事務の手順

● 発行会社は、自社株買入の要請にかかる諸連絡、書類の提出等を受託者である日本マスタートラスト信託銀行（以下「受託者」といいます。）との間で行うこととなります。

―― 書類の提出は、当初 FAX により行い、後刻、本書を送付する扱いとして下さい。

● 具体的な事務の手順は、次のとおりです。なお、本事務における自己株式の取得は発行会社自身に限るものであり、発行会社が指定する第三者に取得させることは出来ません。

事務の手順	具体的内容
①発行会社からの事前確認	○ 発行会社は、当該自己株式取得の公表予定日の５営業日前から公表予定日の２営業日前までの各営業日の午後３時３０分から午後５時までの間（１．に定める事前確認の受付停止期間は除く）に、以下の書類を受託者に提出して、自社株買入の要請にかかる事前確認を行う。 □ 後掲書式１ □ 本人確認書類 ・印鑑証明書（直近３ヶ月以内のもの） ・登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近３ヶ月以内のもの） □ 自己株式取得を行い得ることを確認できる書類 ・株主総会における自己株式取得にかかる決議に基づき自己株式取得を行う場合には、有価証券報告書の「株主総会決議による取得の状況」の写し（または株主総会の決議通知の写し） ・定款における自己の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨の定めに基づき取締役会の決議により自己株式取得を行う場合には、定款の写し

	送付先： 〒107-8472　東京都港区赤坂１－８－１赤坂インターシティＡＩＲ 日本マスタートラスト信託銀行　国内資産管理部　日銀株式担当 ○　発行会社は、事前確認を行った後、当該自己株式取得を中止する場合には、受託者にその旨を後掲書式２により速やかに報告する（自己株式取得を延期する場合でも、書式１に記載した取得予定日の自己株式取得を実施しないことのみを書式２により報告し、改めて自己株式取得を行う場合には、公表予定日の５営業日前の日以後書式１による事前確認を行うこと。なお、延期の有無については報告しないこと。）。
②事前確認への回答	○　受託者は、事前確認を行った者が当該発行会社であること等を確認の上、後掲書式３により、発行会社に翌営業日中に回答する。
③発行会社からの買入要請	○　発行会社は、上記①による事前確認への回答を受領した翌営業日から取得予定日の前営業日までの各営業日の午前９時から午後４時３０分までの間に、後掲書式４を受託者に提出して、自社株買入の要請（以下「買入要請」という。）を行う。 ○　発行会社は、買入要請を行った後、当該自己株式取得を中止する場合には、受託者にその旨を後掲書式２により速やかに報告する（自己株式取得を延期する場合でも、書式４に記載した取得予定日の自己株式取得を実施しないことのみを書式２により報告し、改めて自己株式取得を行う場合には、公表予定日の５営業日前の日以後改めて①以下の手続きをとること。なお、延期の有無については報告しないこと。）。
④買入要請への回答	○　受託者は、買入要請について、売却価格等日本銀行が定める要件を確認の上、発行会社に対して要件を充足しているか否かを後掲書式５または書式６により回答する。 ○　受託者から発行会社への回答は取得予定日の前営業日に行う。要請を取得予定日の前営業日の午後３時３０分までに受け付けた場合には午後４時３０分まで、同日の午後３時３０分以降に受け付けた場合には要請を受け付けてから１時間以内を目処に行う。 ――　この場合、上記日時までに当該書式をFAXで送信しますが、本書の送付は翌日以降となります。
⑤売却価格等の要件が充足しない場合の再要請	○　発行会社は、上記④で売却価格等の要件を充足しなかったケースにおいて、引き続き買入要請を行うことを希望する場合は、後掲書式４－２を当初の取得予定日の前営業日の午後６時までに受託者に提出して、再要請を行う。なお、再要請における取得予定日は、当初の取得予定日の翌営業日に限るものとする。 ○　受託者による再要請への回答は、上記④に準じる。 ○　再要請においても売却価格等の要件を充足しなかった場合には、その同日（すなわち、最初の再要請における取得予定日の前営業日）の午後６時までに後掲書式４－２を受託者に提出することで、さらなる再要請を可能とする。 ○　ただし、再要請は連続して最大４回までしか受け付けないものとする。それ以降の買入要請に関しては、上記①～④の手順を改めて行うものとする。

⑥買入要請に応じる処分	○　受託者は、事前公表型の立会外終値取引等の受託者が適当と認める方法により買入要請に応じる処分を行う。 ――　買入要請に応じる処分の方法として、発行者による公開買付けやオークション市場における買付けは想定していません。

４．自社株買入を予定していない発行会社からの残高照会

● ３．の自社株買入の要請にかかる事務とは別に、自社株買入を予定していない発行会社からの日本銀行保有株式の残高照会については、受託者が随時応じます。

● 具体的な事務の手順は、次のとおりです。

事務の手順	具体的内容
①発行会社からの残高照会	○　発行会社は、以下の書類を受託者に提出して、残高照会を行う。 □ 後掲書式７ □ 本人確認書類 ・印鑑証明書（直近３ヶ月以内のもの） ・登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近３ヶ月以内のもの） 送付先： 〒107-8472　東京都港区赤坂１－８－１赤坂インターシティＡＩＲ 日本マスタートラスト信託銀行　国内資産管理部　日銀株式担当
②残高照会への回答	○　受託者は、残高照会を行った者が当該発行会社であることを確認の上、後掲書式８により、発行会社に回答する。

以　　上

書式１

（自社株買入要請にかかる事前確認用）

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
国内資産管理部　御中

（住所）
（会社名）
（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が日本銀行より受託する信託で保有する当社株式について、当社では下記自己株式取得の実施を検討しています。つきましては、上記当社株式の保有株式残高等証明書の発行を依頼します。残高確認し自己株式取得を実施することとなった場合には、御社にその旨を所定の手続きに従い書面にて申し込みます。ただし、本件依頼が御社の定める事前確認の受付停止期間に抵触する場合には、その旨当社にご連絡下さい。本件自己株式取得の実施については改めて検討いたします。

発行を受けた保有株式残高等証明書に記載された事項については、当社限りの扱いとし、当社以外の第三者には開示しません。

なお、下記自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

また、以下の場合には本件自己株式取得の申込みに対する御社の売却がなされないこととなることにつき予め了承するとともに、御社による当社株式の売却を前提とする本件自己株式の取得は、これを実施しないことといたします。

① 後掲の取得予定日前営業日の午後４時３０分までに、御社に次のいずれも書面にて連絡出来なかった場合。
- 自己株式取得の申し込み（書式４）
- 自己株式取得を実施しないこととした旨の連絡（書式２）

② 自己株式取得の申し込みを実施したが、売却価格等日本銀行が定める要件を満たせなかった場合。

記

１．銘柄名：
　銘柄コード：
２．自己株式取得予定日：　　年　月　日
３．自己株式取得の具体的内容の公表予定日時：　　年　月　日　時　分頃
４．予定取得方法（該当するものに〇）
　a.事前公表型の ToSTNeT 取引（終値取引）による買付け
　b.事前公表型の ToSTNeT 取引（自己株式立会外買付取引）による買付け
　c.その他の方法（　　）

（本件にかかる当社連絡先）

所属：
担当者名：
電話：
FAX：

以　上

書式２

（自己株式取得の中止報告用）

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
国内資産管理部　御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

当社は、　　年　月　日付けで、御社が日本銀行より受託する信託で保有する当社株式に対する自己株式取得の予定（取得予定日：　　年　月　日）をご連絡しましたが、当該自己株式取得を実施しないこととしましたので、お知らせします。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以　　上

書式３

（自社株買入要請にかかる事前確認への回答用）

保有株式残高等証明書

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

本証明書発行日の前営業日終了時点において、当社が日本銀行より受託する信託で保有する御社発行株式の数量等は、下記のとおりに相違ないことを証明します。

記

銘柄名	
銘柄コード	
保有数量（注1）	株
本証明書発行日の前営業日終了時点での当該銘柄の日本銀行の取得原価（移動平均法による原価。減損処理前。）	円
上記銘柄の時価を参照する金融商品取引所（注２）	

（注 1）約定済未受渡取引を加味した株数。

（注 2）当該銘柄が複数の金融商品取引所に上場されている場合のみ記載。

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社　国内資産管理部

以　　上

書式４

（自社株買入要請用）

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
国内資産管理部　御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が日本銀行より受託する信託で保有する当社株式について、自己株式の取得を申し込みます。なお、当該自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

記

１．取得日：　　年　月　日
２．取得方法（該当するものに〇）
　a. 事前公表型の ToSTNeT 取引（終値取引）による買付け
　b. 事前公表型の ToSTNeT 取引（自己株式立会外買付取引）による買付け
　c. その他の方法（　　）

３．銘柄名、数量、価格

銘柄名	銘柄コード	数量	価格（単価）（注１，２）
		株	

４．自己株式取得の具体的内容の公表予定日時（注３）

年　月　日　時　分頃

（注１）自社株取得予定日の前営業日の金融商品取引所における売買高加重平均価格または最終の売買成立価格のいずれか高い方であることが、自社株買入の要請に応じるための要件です（なお、複数の金融商品取引所に上場されている場合、いずれの金融商品取引所の価格によるかについては、日本マスタートラスト信託銀行に確認できます）。
（注２）具体的な価格のほか、例えば、「〇〇証券取引所における〇月〇日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「〇月〇日」は、取得日の前営業日となります。
（注３）公表済みの場合は公表した日時を記入して下さい。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以　上

（自社株買入再要請用）

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
国内資産管理部　御中

（住所）
（会社名）
（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が日本銀行より受託する信託で保有する当社株式について、自己株式の取得を申し込みます。なお、当該自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

記

１．取得日：　　年　月　日
２．取得方法（該当するものに〇）
　a.事前公表型の ToSTNeT 取引（終値取引）による買付け
　b.事前公表型の ToSTNeT 取引（自己株式立会外買付取引）による買付け
　c.その他の方法（　　）

３．銘柄名、数量、価格

銘柄名	銘柄コード	数量	価格（単価）（注１，２）
		株	

４．自己株式取得の具体的内容の公表予定日時（注３）

年　月　日　時　分頃

５．再要請の回数（注４）

当初の取得予定日	再要請（1 回目）	再要請（2 回目）	再要請（3 回目）	再要請（4 回目）
年　月　日				

（注１）自社株取得予定日の前営業日の金融商品取引所における売買高加重平均価格または最終の売買成立価格のいずれか高い方であることが、自社株買入の要請に応じるための要件です（なお、複数の金融商品取引所に上場されている場合、いずれの金融商品取引所の価格によるかについては、日本マスタートラスト信託銀行に確認できます）。
（注２）具体的な価格のほか、例えば、「〇〇証券取引所における〇月〇日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「〇月〇日」は、取得日の前営業日となります。
（注３）公表済みの場合は公表した日時を記入して下さい。
（注４）本件再要請が当初の取得予定日を起点として何回目のものか、該当箇所に〇を記入して下さい。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：
担当者名：
電話：
FAX：

以　上

書式５

（自社株買入要請への回答用＜要件を充足している場合＞）

（会社名）　　御中

当社が日本銀行より受託する信託で保有する御社株式について、御社から受け付けた　　年　月　日付けの自社株買入の要請（取得日：　　年　月　日）は、日本銀行が株式の発行会社からの自社株買入の要請に応じる際の要件を満たしていることをお知らせします。

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社　国内資産管理部

以　　上

書式６

（自社株買入要請への回答用＜要件を充足していない場合＞）

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

当社が日本銀行より受託する信託で保有する御社株式について、御社から受け付けた　　年　月　日付けの自社株買入の要請（取得日：　　年　月　日）は、日本銀行が株式の発行会社からの自社株買入の要請に応じる際の要件を満たしていないことをお知らせします。

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社　国内資産管理部

以　　上

書式７

（残高照会用）

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
国内資産管理部　御中

（住所）

（会社名）

（代表者役職、代表者名）

（ご実印を押印下さい。）

御社が日本銀行より受託する信託で保有する当社株式の保有株式残高報告書（注）の発行を依頼します。発行を受けた保有株式残高報告書に記載された事項については、当社限りの扱いとし、当社以外の第三者には開示しません。

記

銘柄名：

銘柄コード：

（注）残高報告書に記載する残高は、原則として本書を受領した前営業日時点で受渡しが完了している株数とします。

（本件にかかる当社連絡先）

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以　上

書式８

（残高照会への回答用）

保有株式残高報告書

（会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿御中

本報告書発行日の前営業日終了時点において、当社が日本銀行より受託する信託で保有する御社発行株式の数量は、下記のとおりです。

記

銘柄名	
銘柄コード	
保有数量（注）	株

（注）受渡しが完了している株数。

年　月　日

日本マスタートラスト信託銀行株式会社　国内資産管理部

以　　上